

平成4年10月30日
長崎県公安委員会規則第11号
最終改正 令和2年12月4日

原動機付自転車免許を受けようとする者に対する講習に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第6号の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う原動機付自転車免許を受けようとする者に対する原動機付自転車（以下「原付車」という。）の運転に関する講習（以下「原付講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(原付講習の委託)

第2条 公安委員会は、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の3の規定により認められた者（以下「受託者」という。）に原付講習の実施を委託するものとする。

(講習指導員の要件)

第3条 講習指導員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 原付車を運転できる運転免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の者であること。
- (3) 原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- (4) 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止処分を受けたことがない者であること。
- (5) 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。
- (6) 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過している者又は現に起訴されていない者であること。
- (7) 人格、識見ともに優れ、原付講習指導員としてふさわしい者であること。

(認定等の手続)

第4条 講習指導員の認定等の手続は、次により行うものとする。

- (1) 受託者は、原付講習指導員として認定を受けようとする者がいるときは、別記様式第1号の原付講習指導員認定申請書に運転免許証の写しを添付して公安委員会に申請しなければならない。
- (2) 公安委員会は、原付講習指導員として認定したときは、別記様式第2号の原付講習指導員認定書を交付するものとする。

- 2 受託者は、原付講習指導員を解任し、又は期間を定めて業務を停止させたときは、別記様式第3号の原付講習指導員解任・業務停止申請書により、公安委員会に届け出なければならない。

(原付講習受講の申請)

第5条 原付講習受講の申請を行う者は、別記様式第4号の原付講習受講申請書を提出しなければならない。

(細目の委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するため必要な事項は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成4年10月30日から施行する。

附 則 (平成6年長崎県公安委員会規則第6号)

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成8年長崎県公安委員会規則第9号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年長崎県公安委員会規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年長崎県公安委員会規則第10号)

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 (平成31年長崎県公安委員会規則第6号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県公安委員会規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

長崎県公安委員会 殿

受託者名

原付講習指導員認定申請書

次の者について、原付講習指導員として認定していただくよう関係書類を添えて申請します。

認定を受けようとする者	本籍		
	住所		
	氏名		
	年齢	年 月 日生（ 歳）	
現に受けている免許	交付・番号	年 月 日 交付 第 号	
	免許種別	免許年月日	条 件
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
		. .	
	. .		

(注) 運転免許証の写し（表・裏）を添付すること。

(裏)

	年 月 日	記 事
経 歴 の 概 要	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	. .	
	備 考	

別記様式第2号（第4条関係）

第 号

原付講習指導員認定書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者を原付講習指導員として認定する。

年 月 日

長崎県公安委員会

長崎県公安委員会 殿

受託者名

原付講習指導員解任・業務停止申請書

次の原付講習指導員の解任・業務停止を申請します。

指導員認定番号	第 号		
住 所			
氏 名			年齢 歳
解 任	年月日	年 月 日	
	理 由		
業 務 停 止	期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで（ 日間）	
	理 由		
備 考			

別記様式第4号（第5条関係）

長崎県公安委員会 殿		※受講番号 _____
原付講習受講申請書		
年 月 日		
申請者		
住所	市 町 郡	
氏名	(年齢 歳)	
連絡先	自宅 () — 携帯電話 () — 勤務先 () —	
証紙貼付欄		

※印の個所は記入しないでください。